

財務省告示第二百八十五号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十五年三月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十五年四月十四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行価格	利率	
利付国庫債券（二年）（第二百六回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替を簡易生命保険特別会計の積立金による引受け	額面金額で二百三十六億円	額面金額で二百三十六億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年三月二十日	額面金額百円につき百円十銭	年〇・一パーセント	平成十五年九月二十日	と、次の算式により算出した金額を支払う。	が、銀行休業日に支払うときは、その翌営業日に支払う（以下、

次号及び第十四号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還利率} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十三 第二期以後の利子以

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい

十四 償還金の限

平成十七年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十五 元利金の支

日本銀行

十六 払込期日

平成十五年三月二十日

十七 償還金の支

平成十七年三月二十日

十八 償還金の支

平成十七年三月二十日

十九 償還金の支

平成十七年三月二十日

二十 償還金の支

平成十七年三月二十日